

船橋市財政健全化プラン

平成16年度～19年度

船 橋 市

平成15年10月

はじめに

船橋市では、高度経済成長期に税収の右肩上がりが続く中で、質・量ともに充実した福祉をはじめ、市民サービスの向上に努めてきました。

しかし、バブル崩壊後、長引く景気の低迷や国による減税の実施等によって税収が大幅に減少し、船橋市は他の自治体より税収に依存する比率が高かっただけに、財政事情が急速に悪化しました。

船橋市では、こうした財政事情の悪化に対し、各種基金の取崩しや他会計からの借入金で対処するとともに、これまで数次にわたり、行政改革を進めてきましたが、ここ数年、さらに予想を上回る税収の落ち込みが生じているため、改善の効果が相殺されています。

また、国や千葉県も財政事情が悪化していることから、補助金や交付税等も今後は多くを期待できず、地方分権が進む中で、自己責任、自己決定の原則に基づく自主的運営をさらに強めていく必要があります。

今後さらに少子高齢化が進み、税収の主な担い手となる生産人口が減少することが見込まれることから、従来型の財政運営から脱却し、将来にわたって持続可能な財政構造に改めることが必要不可欠の課題となっています。

このようなことから、この4月に企画部に行財政改革推進室を設置し、市政全般にわたる事務事業の見直しを進める一方、民間の有識者などからなる行財政改

革審議会を設置し、行財政改革のあり方について活発な審議を行い、9月8日に
行財政改革の大枠の方向性を示していただきました。

市ではこの意見書の趣旨を尊重し、ここに財政健全化プランを策定しました。
市民への情報公開を徹底しながら、全職員が一丸となり、市民とともに大胆かつ
実効性のある行財政改革を進めてまいります。

船橋市の将来のため、この行財政改革は避けてとおれるものではありません。
市民の皆様にも、どうかご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年10月

船橋市長 藤代孝七

目 次

1	船橋市の財政状況について	1
(1)	最近の収支状況の推移(一般会計)	1
(2)	最近の経常収支比率の推移(普通会計)	2
(3)	最近の公債費負担比率の推移(普通会計)	3
(4)	最近の財源調整基金の推移	3
(5)	最近の地方債等の年度末残高の推移(一般会計)	4
(6)	市税と義務的経費・投資的経費の推移	4
2	船橋市の中期的な財政見通しについて	7
3	新たな財政健全化プランの策定について	9
(1)	今までの取り組み~これからの改革	9
(2)	計画の基本方針	9
(3)	計画期間	10
4	財政健全化プラン推進項目について	11
(1)	定員の適正化について	11
(2)	委託の推進について	12
(3)	給与の適正化について	13
(4)	公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について	14
(5)	受益者負担の適正化について	15
(6)	全般的な事務事業の見直しについて	16
(7)	市税等の確保について	17
(8)	扶助費の見直しについて	17
(9)	普通建設事業の取り扱いについて	18
5	プランの推進にあたって	20
(1)	財政の健全化について	20
(2)	政策の選択と行政評価について	20
(3)	予算編成システムの見直し	21
	財政健全化プラン推進細目	22

1 船橋市の財政状況について

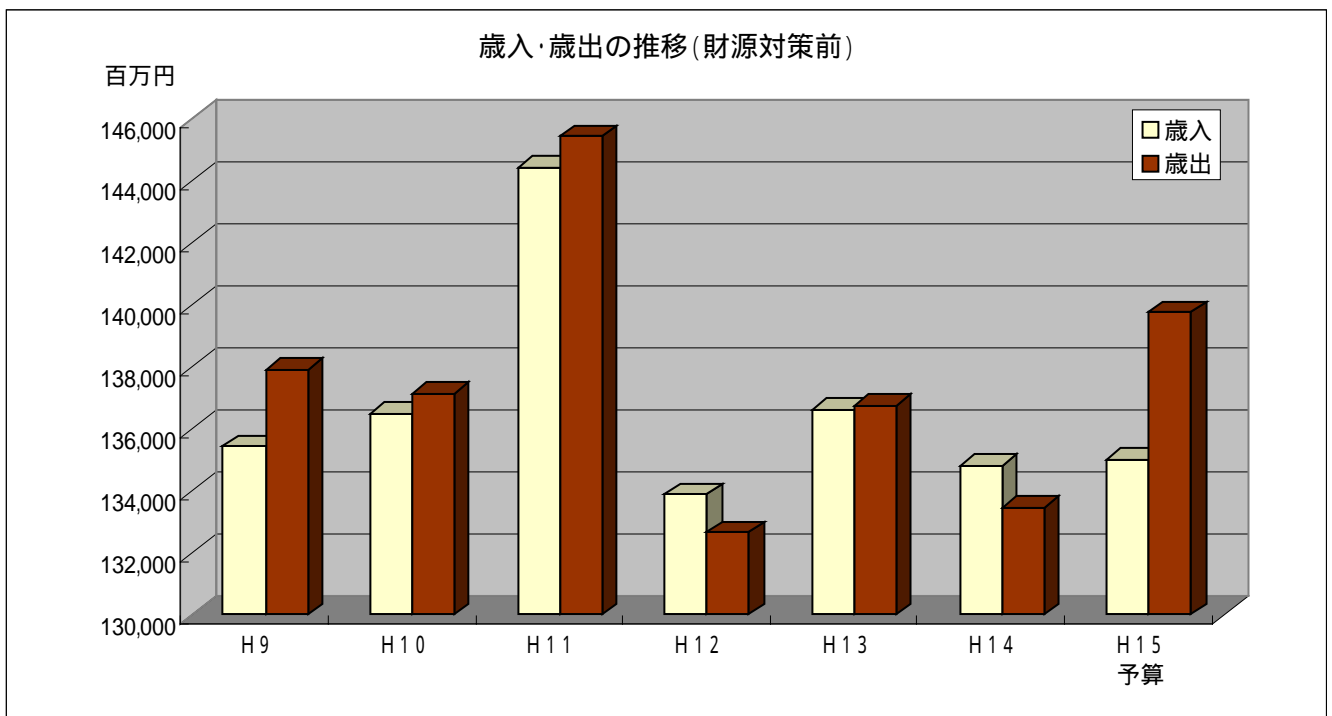
(1) 最近の収支状況の推移(一般会計)

本市の最新の決算である平成14年度一般会計決算は約30億3100万円の実質収支を確保していますが、これは病院事業会計や中央卸売市場事業会計からの13億円にも上る多額の借入れをおこなった結果であり、自らの歳入のみをもって当該年度の歳出を賄うことが困難な状況にあります。

この傾向はここ数年度来続いており、平成15年度一般会計予算ベースでは、財源調整基金27億円のほか、企業会計借入金・土地開発基金借入金など総額47億以上もの財源対策を講じるに至っています。一刻も早く体質の改善を図る必要があります。

(単位:百万円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15 予算
歳入	139,744	140,476	147,018	134,755	139,137	137,192	139,770
歳出	137,937	137,173	145,480	132,668	136,779	133,470	139,770
形式収支	1,807	3,303	1,538	2,087	2,358	3,722	0
繰り越すべき財源	1,157	2,534	623	953	813	691	0
実質収支	650	769	915	1,134	1,545	3,031	0
うち財源対策分	3,157	1,443	1,918	100	1,682	1,670	4,733
財源対策前の実質収支	2,507	674	1,003	1,234	137	1,361	4,733



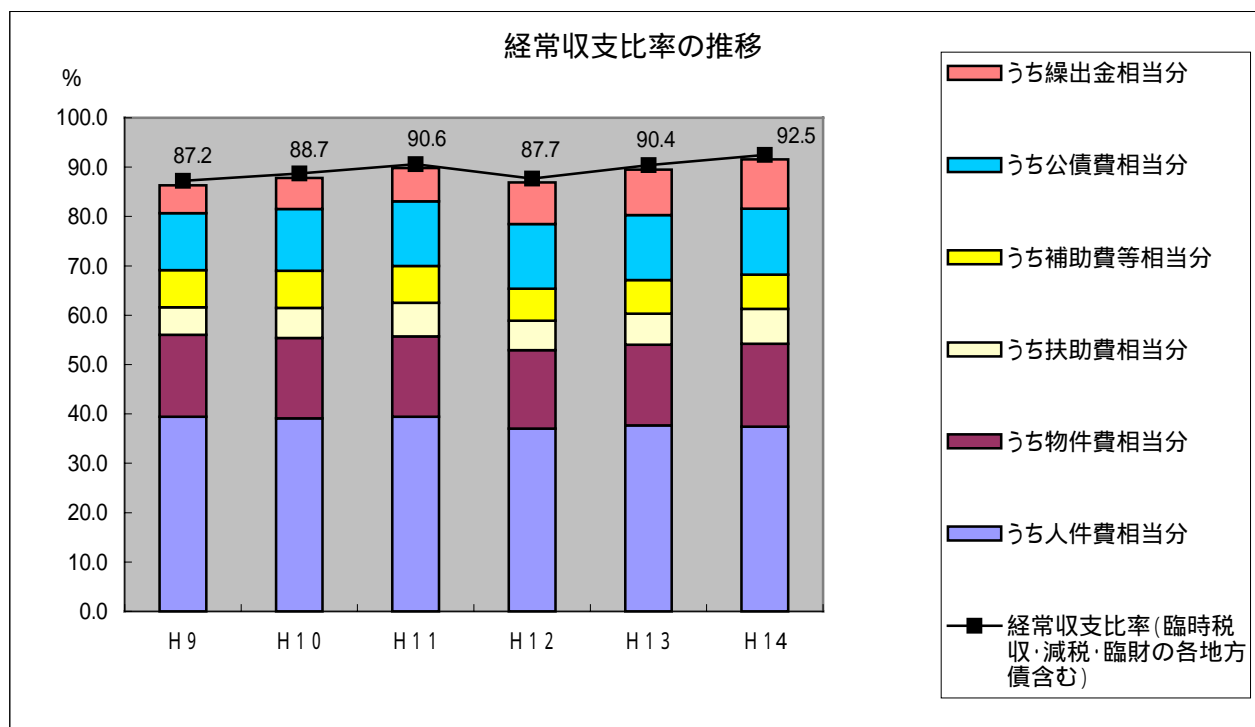
(2) 最近の経常収支比率の推移 (普通会計)

経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する比率で、「経常一般財源総額」のうち、「経常経費に充当された一般財源」の占める割合です。経常収支比率が低いほど(つまり、経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が多いほど)経常一般財源に余裕があることとなり、臨時の財政需要にも対応できることとなります。一般に、都市では75%程度が適当であるとされています。本市では90%超の水準にあり、財政の硬直化は深刻であるといえます。これを引き下げるためには、人件費、物件費、扶助費など経常的に支出される経費を削減する必要があります。

(単位:千円・%)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14
経常収支比率	87.2	88.7	90.6	87.7	90.4	92.5
経常一般財源総額	93,101,677	93,169,394	92,102,174	94,890,866	95,204,561	93,683,453
経常経費充当一般財源	81,204,018	82,599,076	83,452,435	83,241,755	86,035,627	86,668,880
うち人件費相当分	39.4	39.1	39.4	37.0	37.7	37.4
うち物件費相当分	16.6	16.3	16.3	15.9	16.3	16.8
うち扶助費相当分	5.6	6.1	6.8	6.0	6.3	7.1
うち補助費等相当分	7.5	7.5	7.5	6.5	6.8	6.9
うち公債費相当分	11.6	12.5	13.1	13.1	13.2	13.4
うち繰出金相当分	5.6	6.3	6.7	8.4	9.2	10.0

経常収支比率及び経常一般財源総額には、臨時税収・減税・臨財の各地方債含む



(3) 最近の公債費負担比率の推移(普通会計)

公債費負担比率(公債費充当一般財源の一般財源総額に対する割合)は15%程度が警戒ラインであるといわれています。本市の場合、現在のところ比較的良好な水準を保持していますが、今後の推移には注意していく必要があります。

(単位:千円・%)

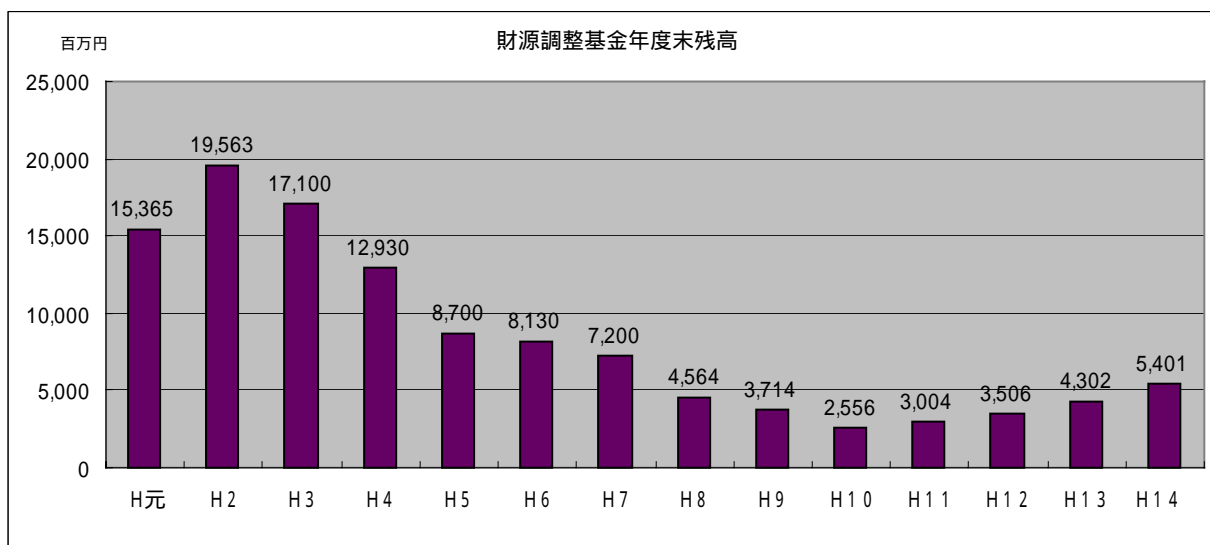
	H9	H10	H11	H12	H13	H14
公債費負担比率	10.1	11.0	11.4	11.8	11.6	11.6
一般財源総額	106,632,490	106,226,967	105,218,836	105,528,962	108,439,307	108,143,216
公債費充当一般財源(A)	10,775,588	11,679,819	12,017,752	12,410,832	12,584,142	12,516,697

(4) 最近の財源調整基金の推移

財源調整基金の14年度末現在高は約5.4億円ですが、平成15年度当初予算において2.7億円の取り崩しが予定されています。財源調整基金は各年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。経済不況や災害など予測しがたい財政負担増に備えておくべき性格のものであり、長期的な視野に立った運用を考慮していかなければなりません。

(単位:千円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14
前年度末現在高	4,564,000	3,714,000	2,556,000	3,004,000	3,506,000	4,302,000
歳出決算額(予算積立額)	100,000	12,000	4,000	6,000	2,000	1,000
歳入決算額	1,300,000	1,500,000	0	0	0	0
前年度剰余金の処分	350,000	330,000	444,000	496,000	794,000	1,098,000
当該年度末残高	3,714,000	2,556,000	3,004,000	3,506,000	4,302,000	5,401,000



(5) 最近の地方債等の年度末残高の推移（一般会計）

地方債とは地方財政法第5条のなかで一定の事業について特例的に認められている借入金をいいます。本来、地方公共団体が一般会計年度を超える借入れをおこなうことは認められませんが、臨時突発的な多額の出費を要する事業や将来の住民にも経費負担してもらふ必要性のある事業などには地方債（いわゆる5条債）の発行が認められています。しかしながら地方債の過度な発行は後年度負担の増大を招くため、その発行には慎重を期さなければなりません。また現行制度では、いわゆる5条債のほか、臨時財政対策債や減税補てん債などの赤字補てん債も認められており、これらについても、将来の財政負担増が懸念される要素のひとつです。

(単位:千円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14
地方債	104,618,115	107,478,494	109,441,477	106,050,630	105,555,010	108,088,087
病院事業会計借入金	0	0	1,500,000	1,500,000	3,000,000	3,800,000
市場事業会計借入金	0	0	0	0	700,000	1,200,000
土地開発基金借入金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
合計	106,118,115	108,978,494	112,441,477	109,050,630	110,755,010	114,588,087

(参考) その他の地方債等の年度末残高

(単位:千円)

	H9	H10	H11	H12	H13	H14
下水道事業特別会計	87,972,409	97,604,855	105,155,207	111,281,332	116,363,071	121,081,611
船橋駅南口市街地再 開発事業特別会計	11,148,000	12,391,500	15,279,600	15,781,900	16,430,300	16,564,890
病院事業会計	14,793,478	13,862,270	13,277,058	13,088,768	13,377,985	13,104,615
中央卸売市場事業会 計	3,756,856	3,730,347	3,644,611	3,538,842	3,377,114	3,209,924
合計	117,670,743	127,588,972	137,356,476	143,690,842	149,548,470	153,961,040

(6) 市税と義務的経費・投資的経費の推移

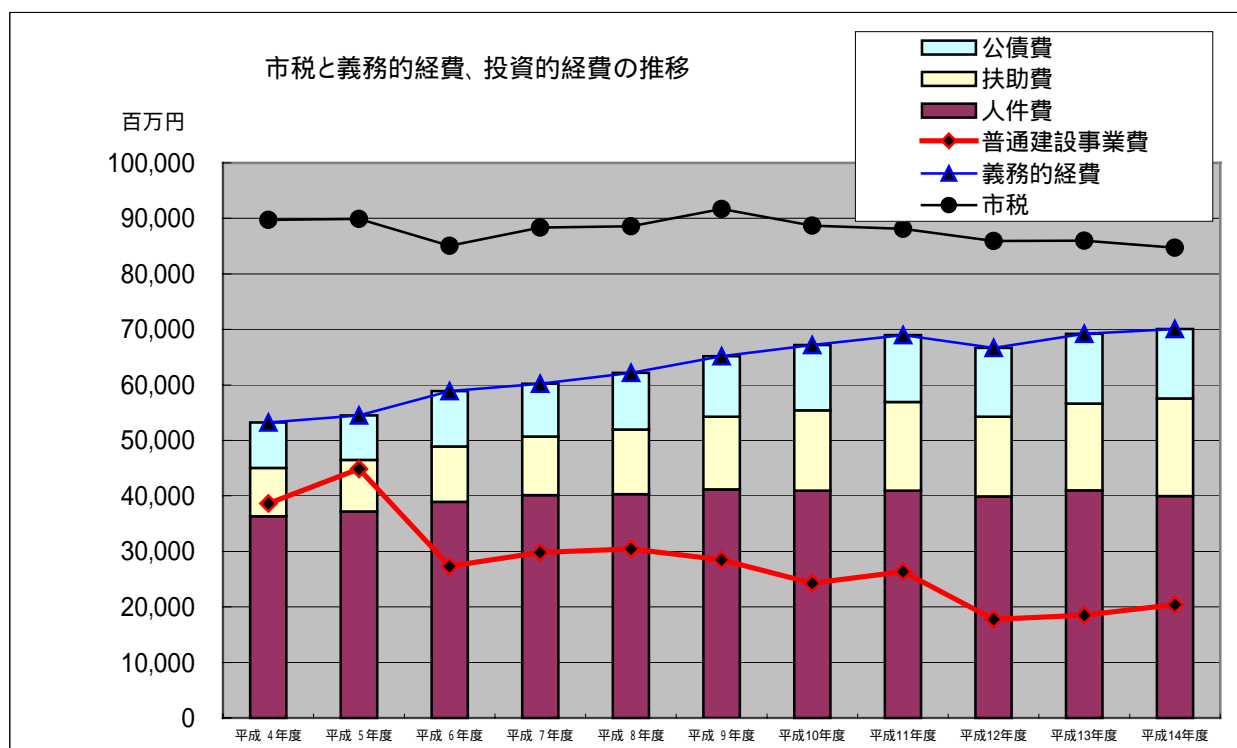
最近10年間における税収と支出の伸びを比較してみましょう。歳入の約2/3を占める市税の額が落ち込んでいる（平成4年度を100とした場合の平成14年度の伸び率=94）にもかかわらず、義務的経費は年々増加（平成4年度を100とした場合の平成14年度の伸び率=人件費110・扶助費202・公債費153）しており、反面、投資的経費である普通建設事業費は減少傾向（平成4年度を100とした場合の平成14年度の伸び率=53）を示しています。

義務的経費のうち、特に扶助費は、高齢化・生活保護・少子化対策などの要因から高い伸び率を示しており、今後の財政硬直化の大きな要因となるものと思われます。また人件費については定数の計画的削減、給料の据え

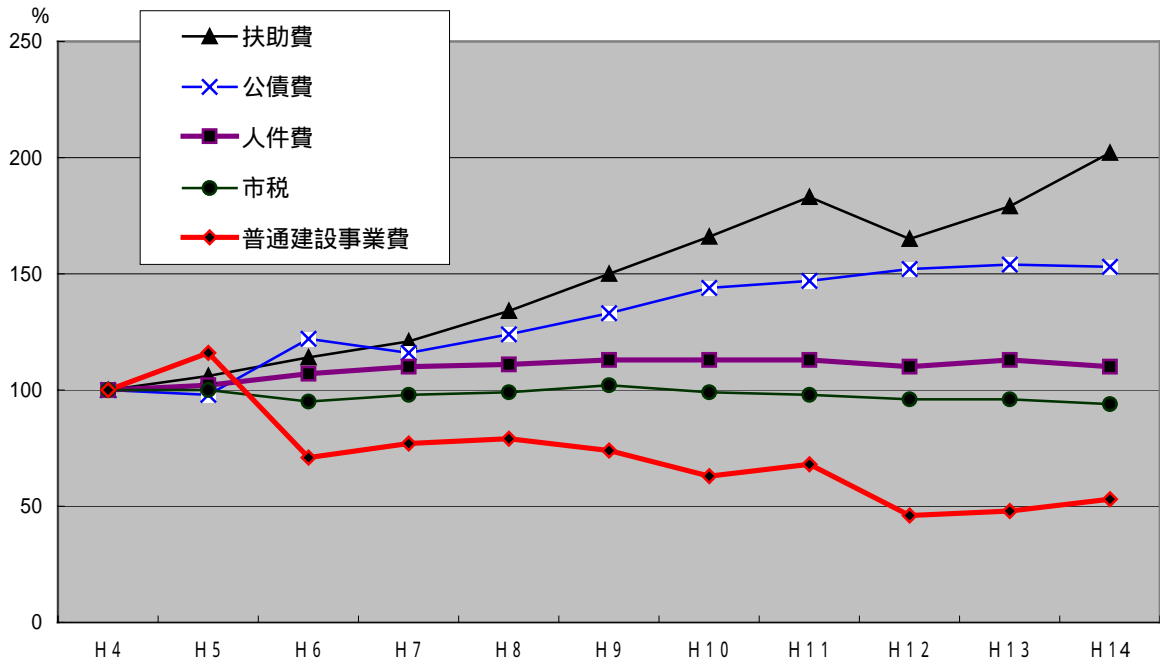
置き、期末勤勉手当の削減などにより現在は伸び率が鈍化しているものの、退職手当については平成14年度決算では約30億8700万円であったものが今後漸増し、平成21年度においては約57億円に達することが予測されており、将来的には人件費の大幅な増加が見込まれ厳しい財政運営を迫られます。このためにも、財政健全化は避けておられるものではないと考えられます。

(単位:百万円・%)

	市税		人件費		扶助費		公債費		義務的経費計		普通建設事業費	
	合計	伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
平成4年度	89,743	100	36,345	100	8,718	100	8,178	100	53,241	100	38,649	100
平成5年度	89,893	100	37,211	102	9,279	106	8,017	98	54,507	102	44,852	116
平成6年度	85,086	95	38,931	107	9,970	114	9,952	122	58,853	111	27,356	71
平成7年度	88,351	98	40,111	110	10,585	121	9,492	116	60,188	113	29,832	77
平成8年度	88,597	99	40,300	111	11,675	134	10,178	124	62,153	117	30,431	79
平成9年度	91,699	102	41,180	113	13,082	150	10,897	133	65,159	122	28,508	74
平成10年度	88,719	99	40,928	113	14,514	166	11,740	144	67,182	126	24,284	63
平成11年度	88,097	98	40,962	113	15,966	183	12,030	147	68,958	130	26,328	68
平成12年度	85,932	96	39,914	110	14,349	165	12,414	152	66,677	125	17,753	46
平成13年度	85,979	96	41,009	113	15,626	179	12,584	154	69,219	130	18,529	48
平成14年度	84,714	94	39,974	110	17,593	202	12,517	153	70,084	132	20,414	53



平成4年度を100%とした場合の伸び率



2 船橋市の中期的な財政見通しについて

平成15年度当初予算をベースにして、平成16年度から平成19年度までの向こう4年間の歳入・歳出を推計してみると、何らかの財源対策も講じない場合、平成16年度には55億円、平成19年度には100億円、4年間で300億円を越える財源不足が生ずるものと見込まれます（次ページの表を参照）。

これは、右肩上がりの高度経済成長期に、多様化する市民ニーズに対応するため、結果として「あれも、これも」の給付型の行政システムとなってしまった結果でもあり、景気の低迷と同時に、急速に、船橋市の財政は逼迫することとなってしまいました。

近い将来を予測しましても、昨今の景気の冷え込み、急速な高齢化・少子化を考えると、現行制度のままでは市の税収が伸びるとは考えづらく、反対に社会保障関連（扶助費など）の義務的な経費は伸び続け、さらに逼迫した財政状況に陥ると予測されます。

このように、船橋市を取り巻く社会・経済情勢が変化してきている中、ここで船橋市の財政構造を正常・健全なものにしておかないと、新たな市民ニーズに対応できなくなるばかりか、必要不可欠なサービス水準も維持できなくなってしまいます。

このことを回避するためには、市の行財政のあらゆる分野において、施策・事業の総点検を行い、最少の経費で最大の効果をあげることを念頭に置いて、「あれも、これも」の給付型の行政システムから真に必要なサービスを提供する行政システムへと構造改革をする必要があります。

中期財政見通し

歳入

(単位:億円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	-
市税	827	827	827	827	827	4,136	0
地方交付税	9	91	91	91	91	373	82
国県支出金	171	175	182	190	198	916	27
繰入金	49	3	3	4	13	73	36
市債	122	40	40	40	40	282	82
その他	219	219	219	219	219	1,096	0
歳入合計	1,398	1,355	1,362	1,371	1,389	6,875	9

歳出

(単位:億円)

区 分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	-
義務的経費	757	762	767	798	817	3,900	60
人件費	423	419	418	430	439	2,129	16
扶助費	210	220	229	239	251	1,149	41
公債費	124	123	120	129	127	623	3
普通建設事業費	115	115	115	115	115	577	0
補助	29	29	29	29	29	147	0
単独	86	86	86	86	86	430	0
繰出金	167	173	180	192	197	909	31
その他	359	359	359	359	359	1,796	0
歳出合計	1,398	1,410	1,421	1,465	1,489	7,182	91

財源不足額							
= -	0	55	59	93	100	307	

財源不足額累計	0	55	114	207	307		
---------	---	----	-----	-----	-----	--	--

各計数については、それぞれ端数を調整しているため、合計が一致しないものもあります。

3 新たな財政健全化プランの策定について

(1) 今までの取り組み～これからの改革

船橋市では、昭和62年3月の「行政改革大綱」から、平成8年2月の「新行政改革大綱」、平成11年2月の「第3次行政改革大綱」、平成14年3月の「第3次行政改革大綱(追加版)」まで、数次にわたって行政改革を実施し、一定の成果を上げてきました。しかしながら、昨今の景気の低迷による市税収入の減少など、「第3次行政改革大綱」及び「第3次行政改革大綱(追加版)」の策定時には予測できなかった社会経済情勢になっており、もはや、「第3次行政改革実施計画書(平成14年度～16年度)」の実施だけでは、市の財源不足を回避できない状況になってきています。

「第3次行政改革実施計画書(平成14年度～16年度)」

「第3次行政改革大綱」の継続事項と「第3次行政改革大綱(追加版)」の実施事項について定めた平成14年度から16年度までの実施計画。

そこで、特に財政面を重視しながら、行財政のあらゆる分野において総点検を行い、最少の経費で最大の効果をあげることを念頭に置いて、将来に耐えうる財政構造への変革を目指した「財政健全化プラン」を策定しました。

また、このプランでは、推進細目として、計画期間内に実施するものと、見直しの可否を引き続き検討するものとをできるだけ明らかにしました。

「第3次行政改革実施計画書(平成14年度～16年度)」とあわせて、船橋市の行財政改革を実効性あるものにしていきます。

(2) 計画の基本方針

安定的に市民サービスを提供するためには、将来にわたり持続可能な健全財政を確立する必要がある。それには、事務事業について、当初の目的を果たしているか、市民要望に沿っているか、十分な効果があるか、本当に必要とする人に必要とされるサービスが提供されているかなどの視点から大胆に見直す。

「民間でできるものは民間で」行うことによって、行政が直接行うよりも効率的・効果的なサービスが提供できるものもある。このような分野では、官と民との役割分担を明確にし、民間活力を積極的に活用する。

行政が直接行う分野についても、最も効率的かつ合理的な手法を取り入れることにより、「最少の経費で最大の効果」を挙げるよう努める。

健全財政を確立するためには、安定的な歳入の確保が必要である。このためにも、近年増加が続いている滞納繰越分の徴収強化などにより歳入の根幹である市税の確保に努めるとともに、施設の使用料や役務の対価である手数料など特定の人だけしか受けないサービスについて、相応・公平な受益者負担を実現する。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 16 年度から 19 年度の 4 年間とする。

4 財政健全化プラン推進項目について

(1) 定員の適正化について

これまでの職員数の推移について平成元年から見てみると、元年から7年まで職員数は増加を続けていたが、7年をピークに14年まで職員数は減少しており、中核市への移行があった平成15年には増加している。

この間、第3次行政改革大綱を受けて、平成10年4月から15年4月までの5年間で264人の職員を削減する定員適正化計画を策定し、その実施に努めてきたところだが、中核市への移行、船橋駅南口再開発ビルにおける公共公益施設の設置、保育需要の増加、生活保護世帯数の増加などにより目標削減数に40人足りない224人の削減しか達成できなかった。このため、現在、定員適正化計画の期間を1年延長し、当初の目標の達成を目指しているところである。

平成14年の船橋市の職員数と人口43万人以上の市(類似団体)の平均を大部門で比較すると、民生、労働、教育、消防の部門で職員数が多く、議会、総務、税務、衛生、農林水産、商工、土木の部門では職員数が少なくなっており、普通会計全体では236人(5.8%)の超過となっている。さらに小部門で比較すると、保育園、その他の社会福祉施設、公民館において大きく類似団体を超えている。

職員数は各地方公共団体ごとのサービスとの関係もあり、多い少ないを一概に論ずることは困難であるが、類似団体との比較は定員適正化を進める上での一つの指標であり、類似団体と比較して5.8%職員数が多いことは財政を硬直化させている要因の一つであることから、平成15年度に策定する定員適正化計画(平成16年度~20年度)により類似団体とほぼ同水準になるよう約250人を削減するよう努める。

定員適正化計画の策定にあたっては、現在行っている市の事務事業について、船橋らしさの維持にも配慮しつつ、正規の職員でなければ本来の市民サービスを提供できないのかどうかを検討

し、委託の推進、非常勤職員や臨時職員の活用を図る。

さらに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素化、IT化の促進等事務の効率化を進め、職員数の適正化を図っていく。

職員採用にあたっては、専門的知識・資格・経験を持つ人を中途採用するなど、有能な人材の確保に努めるとともに、人材の育成にも力を入れて資産としての職員を最大限に活用していく。中長期的な課題としては、採用の形態について、任期付採用や国の動向を見ながら、短時間勤務職員の採用を検討していく。

また、定年退職者の再任用制度については、今後退職者が増えるとともに、最終的（平成22年度）に再任用期間が5年まで延びることにより、再任用職員の大幅な増員が予想されることから、その活用方法の見直しを図っていく。

（2）委託の推進について

公共施設や業務の委託については、公共性・行政責任が確保できるもののうち、委託により経費の節減が図れるもの、サービス水準を維持又は向上できるもの、市が自ら行う必要のないもの、専門性が必要とされるものなどについて積極的に推進しており、経費の節減に加えて定員適正化の面からも一定の成果をあげているところである。

しかしながら、財政状況の厳しさは増しており、さらなる経費の節減と定員適正化のため、委託を一層進める必要がある。

自治体でなければサービスを提供できなかった時代とは異なり、現代は資源・ノウハウを持った民間企業やNPO等も多数存在する。

また、国においても経済の活性化を図るため、規制緩和や制度改正などにより民間活力の活用

を積極的に推進していることから「民間でできるものは民間で」という基本的な考え方に基づいて、広範囲にサービス提供を民間部門に委ねることとする。その際、本市における定年退職者が急増することから、計画的に行うよう留意する。

たとえば、保育園をはじめとした社会福祉施設や下水処理場など、従来は市が直接行っていた公共施設の管理・運営についても、民間等に委ねることで、より効率的・効果的なサービスが提供できるものについては、積極的に民間委託を推進していく。

ただし、委託したとしても行政責任はあくまで市にあることから、常に委託化に伴う評価が必要である。すなわち、適正なサービスであるかどうかの検討や、より経費が安くて同じ効果がある手法の検討、経済性が先行して市民サービスや安全性、公共性などが希薄とならないような受託先の指導・育成などに留意する。

(3) 給与の適正化について

国家公務員の給与水準を100とするラスパイレス指数の推移をみると、昭和63年度(指数109.9)以降、平成13年度(指数104.6)までは低下してきたが、平成14年度については、105.3と平成12年度の水準となっている。

市ではこれまで、初任給の引き下げ、昇給停止年齢の引き下げのほか、県内他市に先駆けて調整手当の削減、特殊勤務手当の見直しなど各種手当の削減を進めてきたが、給与水準は依然として国より5%高く、県内で最も高い水準にあることから、引き続き適正化を図っていく。

また、事務の効率化、事業の見直し、非常勤職員や臨時職員の活用などにより、時間外勤務手当の縮減を図るとともに、特殊勤務手当の見直し、年功序列的な処遇制度の見直し、退職手当の優遇制度の見直し、昇給停止年齢の見直し等を行い、職員定数の削減と併せて人件費総額の抑制に努める。

(4) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について

市の会計は一般会計、特別会計に区分されるが、本来、特定の収入で事業を運営すべき特別会計のいくつかについて、一般会計からの赤字補てん的な繰入金(一般会計側から見れば市税等の投入である繰出金)に依存し運営されているものや、事業としての将来性に欠けるものなどがある。これらの特別会計については、一般会計からの繰出金が年々増加する傾向にあり、市の財政を圧迫する要因にもなっていることから、事業の見直しが必要な状況になっている。

国民健康保険事業については、高齢化の進展や失業率の増加などの社会的要因により被保険者数は大幅に増加し、その一方で、近年の景気の低迷により加入者の所得は減少している傾向にあり、一般会計からの赤字補てん的な繰出額は増加の一途を辿っている。

また、本市の国民健康保険料は、応能負担分(被保険者の負担能力に応じた所得割)と応益負担分(受益に応じて負担する均等割)の割合が73%：27%となっており、県内平均67%：33%、全国平均57%：43%に比べ福祉的配慮が高い設定となっている。

今後の国民健康保険事業の推移見込みから考えると、赤字補てん的な繰出金総額を抑制していくことや、加入者の公平で公正な負担という観点から、国民健康保険料について応能、応益の割合の見直しを検討する。

下水道事業については、高瀬下水処理場の供用開始などにより普及率が急速に向上する一方、建設に伴う市債の償還にあたる公債費も伸びているため、一般会計からの繰出額も年々増加している。本来、汚水処理に要する経費は使用料で賄うことが原則であるので、今後については、幹線が整備されている区域の面整備を重点的に行い普及率を上げるとともに、他団体と比較して使用料金の水準が適当であるかどうか等を勘案して見直しを図り、使用料収入の増加に努める。

収益事業である小型自動車競走事業は、昭和30年以来、市財政に大きく貢献した時期もあつ

たものの、平成9年度以降一般会計への繰出しを行っていない。さらに平成13年度決算においては、はじめての赤字決算（約5170万円の赤字）となり、平成14年度決算においても累積して約2億4600万円の赤字決算となっている。

その間、赤字圧縮のため、従事員賃金や施設借り上げ料の引き下げ、さらに事業収支経営改善計画の策定など諸々の経営努力を重ねているものの、売上が落ち込む傾向に歯止めがかからない状況にある。当面、事業収支経営改善計画に基づき、赤字収支からの脱却を目指す。収支が赤字のまま改善されない場合は、廃止の方向で検討する。

中央卸売市場事業については、取引方法の変化などにより取扱高が減少しているが、生産者から消費者への流過程において大きな役割を担っており、ある程度の市の負担はやむを得ないと考える。しかしながら、今後の財政状況を考え、市場事業の活性化を図り、負担額を抑制する。

火災等災害共済事業と交通災害共済事業については、民間で十分なサービスがある事業であり、市として行う必要性は薄いと考えられるので廃止する。

外郭団体については、本来市が行うべき福祉、文化、レクリエーション等の行政サービスを補完する役割を担ってきたことから、市が補助金等の交付や職員の派遣を行ってきたが、今後については、経営体質を強化して自立を促し、市からの人的・財政的支援を抑制していく。

また、今般の地方自治法の改正趣旨を踏まえて、今まで外郭団体が行ってきた業務について民間に委ねるものと、引き続き外郭団体が実施するものとの仕分けをしていく。

(5) 受益者負担の適正化について

受益者負担は、特定人のためのサービス提供による特定人の受益に着目して、そのサービス提供に要する経費の全部又は一部について応益的に負担を求めるものである。

限られた財源を無駄なく効率的に活用し、よりよいサービスを提供するためにも、相応・公平な負担（負担の適正化）の実現や、受益者に対し、適正な負担を求めることによるサービスに対するコスト意識の醸成を通して、過剰な財政支出を抑制することが必要である。

しかしながら、受益者負担の対象となるサービスの中には、弱者救済という福祉的配慮や施策の充実という政策判断により補助的に援助しているものもある。したがって、それぞれを取り巻く社会情勢などを考慮しながら受益者負担の適正化について個々に検討していく。

たとえば本市の保育園は、近隣他都市のみならず、首都圏、全国の中でも質・量ともに充実した保育を展開しているが、保護者が負担する保育料については国の定める基準よりも、また、他市に比べても低廉な金額に設定している。しかし、本市が今置かれている財政状況を考えると、これを将来にわたって維持しつづけることは困難になると予想されることから、特に高額所得者については相応の額とすることを検討する。

また、公民館使用料の見直しや女性センター使用料の有料化、市役所来庁者駐車場の休日利用の有料化や、自転車等駐車場整理料の見直しなどについて、受益と負担の適正化の観点から検討する。

（６）全般的な事務事業の見直しについて

昭和62年の第1次行政改革、平成8年の第2次行政改革、平成11年の第3次行政改革により事務事業の見直しについては一定の成果をあげてきた。今後も事務事業全般について、最少の経費で最大の効果をあげることを常に念頭に置き、無駄がないか、限られた財源を有効に使っているかを考慮して見直し、効率化・合理化を進めて経費の節減を図っていく。

たとえば、費用対効果が十分でないもの、当初の目的を達成したと思われるもの、民間において公正かつ十分なサービスが提供されているものなどについては、廃止・統合・縮小を進めるこ

ととする。

また、昨今の少子化によって児童・生徒数が過少となっている学校の統廃合については、地域事情を考慮し計画を立てて、関係者の合意を得ながら進めていく。

(7) 市税等の確保について

市税の収納率は、平成10年度に90%を割り込むなど、ここ数年減少傾向にある。これは、長引く景気の低迷を受け、滞納繰越分の収納率がさらに低下した上に、その金額が増加していることによるところが大きい。

これらの滞納繰越額を縮減する一方、新たな滞納の発生を防止するため、休日臨戸徴収、夜間臨戸徴収等の特別滞納整理の実施、市税収納員及び市税徴収指導員の活用など徴収体制の充実に努めるとともに、差し押さえた不動産の公売の実施についても着手したところである。

今後については、本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税対象の正確な把握と確実な徴収に努めるとともに、特に滞納分の徴収については、市民の不公平感を解消する上でも重要であることから、悪質な滞納者に対しては、差し押さえや公売をさらに進め、厳しく対処していく。

また、公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などについても収納率の向上を図っていく。

(8) 扶助費の見直しについて

長引く景気の低迷により歳入の多くを占める市税の伸びが見込めない一方で、少子高齢化対策や生活保護世帯をはじめ、支援を必要とする市民の数が増加し、これに伴う扶助費が急激に増加している。

扶助費は10年前の平成5年度から比較して90%増加している一方、扶助費以外の経費につ

いては、その財源を扶助費に振り向けている結果、普通建設事業費をはじめかなりの落ち込みを示している。

従来から船橋市は、質・量ともに充実した福祉を目指してきた。この姿勢は今後も基本的に維持していきたいが、扶助費の増加が財政硬直化の大きな要因となっていることや、他の経費を削減して扶助費に振り向けることが限界に近づいていることから、市単独で行っている事業及び国・県の基準を上回って行っている事業のうち、他市の水準と比較して特に突出しているものなどについて、今後も継続していくべきサービスであるのか、その水準が適切であるのかを見極め、縮小・削減を図っていく。

また、限られた財源を真にサービスを必要とする方に振り向けるため、新たに所得制限等を設けることや、既に所得制限等を設けているものについては、制限の基準が適正であるか、他のサービスと均衡がとれているか、重複していないかなどを精査していく。

その際、サービスや所得制限の創設の経緯や社会状況などを十分勘案した上で、個々のサービスごとに判断していくこととする。

さらに、今後、医療や介護などの義務的な経費がますます増加することを考えると、従来の給付型のサービスから社会的自立を支援するサービスへ重点を移すとともに、ボランティア団体など地域の人的資源と共同、共助の精神で協力しながら進めていくことに留意する。

(9) 普通建設事業の取り扱いについて

普通建設事業費は、市税の落ち込みや他の経費の増加により、平成5年度の約449億円が、平成14年度には約204億円と約54%の減となっており、建設されてからかなりの年数が経過し老朽化している学校や保育園、道路や排水設備などでさえ、十分に補修できない状況にある。

経常収支比率が平成14年度決算で92.5%となっている現在、普通建設事業にこれ以上財源を割り振ることは、ますます厳しい状況になってきている。このようなことから、道路整備など市民要望の強いものや老朽施設の補修などについては、予算配分に優先順位を付けて計画的に行っていく。また、今後の大規模事業の実施については慎重に対応するとともに、PFIや民設民営を積極的に導入するなどして、建設費の縮減を図る。

5 プランの推進にあたって

(1) 財政の健全化について

船橋市の経常収支比率は平成14年度決算で92.5%と高い数値となっており、このことは、人件費や扶助費などの義務的な経費が多く、建設事業などの投資的経費に回せる財源が少ないというかなり硬直化した財政状況であることを示している。

今後の財政見通しから、経常収支比率はますます増加することが予測されるが、将来にわたり持続可能な健全財政を確立するために、市税等の確保、人件費の削減、公債費の抑制、扶助費など事務事業の見直しにより85%に引き下げることが目標とする。

財政の健全性を測るもう一つの指標である公債費負担比率は、15%程度が警戒ラインであるといわれているが、本市は平成14年度決算で11.6%と比較的良好な水準を保っている。しかし、今後は道路、公園など社会資本の整備が求められており、その財源のうち市債の占める割合が高まるものと予想される。しかしながら市債の安易な発行は後年度の財政負担を増すこととなるので、引き続き現在の水準を維持するよう努める。

(2) 政策の選択と行政評価について

厳しい財政状況のもと、従来型の政策選択の手法を踏襲していくことが困難であることは明らかであり、市民サービスの向上に留意しつつも、政策の優先順位を厳選し、「あれもこれも」から「あれかこれか」への方向転換を図っていく時期にきている。

この優先順位をつけるにあたり、行政評価システムを最大限活用したうえで施策の選択及び重点化を図るとともに、時代に即した事業の見直しを継続して行う。

行政評価システムは、施策や事務事業を成果重視の観点から評価し、個々の行政サービスの行政効果や効率性等を客観的に評価するものであり、計画(PLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、改善案の実行(ACTION)というPDCAサイクルを確立し、その時々々の評価の結果を行政運営に反映させる。

また、評価の結果などを、市民にとってわかりやすい形で説明し、公表していく取り組みが必要である。

(3) 予算編成システムの見直し

新たな政策判断を伴わない経常経費について、各部ごとに要求上限額を設定する「枠配分方式」を採用する。これによって、各部は配分された財源の範囲内で、自主的に事業費を決定し、責任ある予算編成を実施することとなり、同時に歳出予算の抑制と事務の合理化を図る。

また、行政評価システムを予算編成に反映させ、市民満足度を評価し、これを更に向上させるとともに、いかに行政コストを下げるかについて工夫をし、経営者の感覚で予算編成を行う。

このほか、予算編成事務について、常に改善の余地があるものと考え、総合的に研究していく。

財政健全化プラン推進細目

(1) 定員の適正化について

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
定員の適正化	定員適正化計画期間内で約250人の削減に努める(16年度～20年度)	実施	実施	実施	実施	行政管理課 教：総務課
児童ホーム職員の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用により職員数の削減を図る		実施			行政管理課、児童育成課
公民館職員の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用により職員数の削減を図る	実施				教：総務課、社会教育課
図書館職員の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用により職員数の削減を図る	実施				教：総務課、社会教育課
学校事務の配置体制の見直し	非常勤職員・臨時職員の活用により職員数の削減を図る	実施	実施	実施		教：総務課
その他職員の配置体制の見直し	その他の業務執行体制を見直し、非常勤職員・臨時職員の活用により職員数の削減を図る	実施	実施	実施	実施	行政管理課 教：総務課
再任用職員制度の運用の見直し	再任用職員の活用方法を見直す	実施				職員課
救急救命士有資格者の採用	救急救命士有資格者を採用する		実施			消防局

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
職員の中途採用の導入	専門的知識・資格・経験者の中途採用を導入する					職員課
職員採用形態の見直し	任期付採用や短時間勤務職員の採用を導入する					職員課、行政管理課

(2) 委託の推進について

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
豊寿園	施設を全面委託する					豊寿園
中央老人福祉センター	施設を全面委託する		実施			中央老人福祉センター
西老人福祉センター	施設を全面委託する		実施			西老人福祉センター
東老人福祉センター	施設を全面委託する		実施			東老人福祉センター
北老人福祉センター	施設を全面委託する		実施			北老人福祉センター

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
さざんか学園	施設を全面委託する				実施	障害福祉課
身体障害者福祉作業所太陽	施設を全面委託する				実施	障害福祉課
光風みどり園	施設を全面委託する		実施			光風みどり園
保育園	一部の園で施設を全面委託する			実施	実施	保育課
市民文化ホール	施設を全面委託する		実施			教．市民文化ホール
文化創造館	施設を全面委託する		実施			教．文化創造館
分析センター	水質分析業務を全面委託する			実施		環境保全課
西浦下水処理場	施設管理業務を一部委託する		実施	実施		西浦下水処理場
体育施設管理事務所	施設管理業務を一部委託する				実施	教．生涯スポーツ課
電子計算業務	業務を一部委託する		実施	実施	実施	電子行政推進課
委託化に伴う評価	委託を実施する、実施しているものについて、サービス・価格・受託者指導等の観点から評価を行う	実施	実施	実施	実施	企画調整課

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
高瀬下水処理場	施設を全面委託する					高瀬下水処理場
北部清掃工場	施設管理業務を一部委託する					北部清掃工場
南部清掃工場	施設管理業務を一部委託する					南部清掃工場
馬込衛生管理事務所	施設管理業務を一部委託する					環境衛生課
計量検査業務	指定期間検査機関へ委託する					消費生活課
塵芥収集業務	塵芥収集委託率を引き上げる					環境部
小学校給食調理業務	小学校給食の委託化をウェットシステムの状態で実施する					教．保健体育課

(3) 給与の適正化について

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
退職時特別昇給の見直し	退職時の特別昇給を見直す		実施			職員課
昇給停止年齢の引き下げ	昇給停止年齢を引き下げる	実施				職員課

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
給与水準の適正化	給与水準の適正化に努める					職員課
時間外勤務手当の縮減	事務の効率化等により時間外勤務を縮減する					行政管理課、職員課、各課
年功序列的処遇制度の見直し	年功序列的な処遇制度を見直す					職員課
住居手当の見直し	住居手当の支給要件を見直す					職員課
退職手当の見直し	退職手当を見直す					職員課
特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当を見直す					職員課

(4) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
外郭団体の統合	(株)船橋市街地改造公社と船橋北口駐車場(株)を統合する	実施				行政管理課・監理課
交通災害共済事業特別会計	事業を廃止する	実施				自治振興課
火災等災害共済事業特別会計	事業を廃止する	実施				自治振興課
下水道事業特別会計	下水道使用料の適正化を図り、一般会計からの繰出金を抑制する	実施				下水道部

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
国民健康保険事業特別会計	国民健康保険料の適正化を図り、一般会計からの繰出金を抑制する					国民健康保険課
小型自動車競走事業特別会計	収支改善に努め、収支が改善されない場合は廃止する					公営競技課
中央卸売市場事業特別会計	中央卸売市場を活性化させ、一般会計からの繰出金を抑制する					中央卸売市場
外郭団体	健全化を図り、市からの人的・財政的支援を抑制していく					行政管理課

(5) 受益者負担の適正化について

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
女性センター使用料	女性センター使用料を徴収する			実施		男女共同参画課
公民館使用料	公民館使用料の減免規定を見直し、適正な使用料を徴収する			実施		教・社会教育課
自転車等駐車場整理料	自転車等駐車場整理料の適正化を図る		実施			交通安全課
学校敷地内駐車の有料化	学校敷地内に駐車を許可された車両に対し、駐車料金を徴収する	実施				教・施設課
来庁者駐車場の休日有料化	市役所来庁者駐車場の休日有料化を実施する	実施				管財課

25

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
保育料	保育料の適正化を図る					保育課
基本健康診査・がん・介護が本人負担金	本人負担金の適正化を図る					健康増進課

(6) 全般的な事務事業の見直しについて

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
町会自治会館設置費補助金	設置費補助金に上限を設ける 建替の基準年数を引き上げる				実施	自治振興課
幼児用補助装置貸出事業	廃止を含め事業運営を見直す		実施			児童育成課
葬祭業務	祭壇の貸し付け業務のみに縮小する			実施		環境衛生課

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
塵芥収集業務体制	塵芥収集業務体制を3人乗車から2人乗車に見直す	実施				環境部
中学校給食選択性メニュー	中学校給食のメニューの選択性を見直す			実施		教・保健体育課
教職員住宅	三山教職員住宅を廃止する	実施				教・学務課
移動図書館車運行管理業務	廃止を含め事業運営を見直す		実施			教・社会教育課

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
健康増進センター	事業の再構築、または廃止する。					健康増進課
放課後ルーム職員配置基準	職員配置体制を見直す					児童育成課
焼却灰再資源化事業	事業運営を見直す					クリーン推進課
消防指令セクションの広域化	消防無線のデジタル化について広域的な連携を図る					消防局
小中学校の統廃合	小中学校の過小規模校を統廃合する					教育委員会
選挙投開票業務	非常勤職員・臨時職員や人材派遣等を活用する					選挙管理委員会事務局

(7) 市税等の確保について

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
滞納整理の強化	差し押さえや公売等の強化を図る	実施	実施	実施	実施	納税課
収納率の向上	市税、公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などの収納率の向上を図る	実施	実施	実施	実施	各課
口座振替利用率の向上	市税、公営住宅使用料、下水道使用料、国民健康保険料、保育料などの口座振替利用率の向上を図る	実施	実施	実施	実施	各課

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
(仮称) 東部納税事務所の設置	(仮称) 東部納税事務所を東部地区に設置して、徴収体制を強化する					行政管理課 納税課

(8) 扶助費の見直しについて

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
母子等家庭児童養育手当	支給対象範囲を死別に限る	実施				児童家庭課
在宅サービス利用者負担対策事業費	支給対象範囲および支給率を縮小する	実施				介護保険課

引き続き検討するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
生活困窮家庭児童入学祝金	支給対象範囲を縮小する					児童家庭課
母子家庭児童入学・就職祝金	廃止を含め事業を見直す					児童家庭課
児童福祉施設入所措置費助成	廃止を含め事業を見直す					児童家庭課 障害福祉課
補装具給付費補助金（自己負担分）	廃止を含め事業を見直す					障害福祉課
ひとり暮らし老人給食サービス	他事業で代替する					高齢者福祉課
ひとり暮らし老人無料入浴券交付	一部負担金を導入する					高齢者福祉課
はり・きゅう・マッサージ等施術費助成	支給対象年齢を引き上げる					高齢者福祉課
室料差額ベッド助成金	廃止を含め事業を見直す					生活支援課

27

(9) 普通建設事業の取り扱いについて

実施するもの

項 目	見直しの概要	実施年度				担当課
		16年度	17年度	18年度	19年度	
PFIの導入	PFIの導入基準を策定する	実施				企画調整課